

1. コロナ渦の影響による減収企業への法人税減税

国会常務委員会は、第 406/NQ-UBTVQH15 号を発行し、一定条件を満たす企業に対する法人税の減税を決定しました。

2021 年度の売上高が 2,000 億ドンを超えておらず、2019 年度の売上高より減少している企業に対し、法人税は 30%減税されます。

2020 年度、2021 年度に設立された企業、組織再編により合併、分割された企業は、2019 年度の売上高との比較はできないため、2021 年度の売上高が 2,000 億ドンを超えていないという条件のみを満たせば、減税対象となります。

2. コロナ渦の影響を受けた特定業種への付加価値税減税

コロナ渦において甚大な影響を受けた業種である運輸、宿泊、飲食、観光、出版、映画、音楽、スポーツ、娯楽サービス等に対しては、2021 年 11 月から 12 月までの期間の付加価値税が 30%減税されます。

3. ハノイ市、ホーチミン市、電子インボイスへの移行期限を前倒しへ

電子インボイスへの移行期限は、2022 年 7 月 1 日までと定められていましたが（政令・第 123/2020/ND-CP 号）、財務省は、2021 年 11 月より、ハノイ市、ホーチミン市等での移行前倒しを決定しました（第 1830/QD-BTC 号、第 1832/QD-BTC 号）。

4. 輸出加工企業の VAT 還付

税務総局は、輸出加工企業の VAT 還付に関するオフィシャルレター・第 3393/TCT-CS 号を発行しました。

VAT 還付が認められるケースとして、組織再編による企業形態が変更された企業からの申請がありますが、非輸出加工企業から輸出加工企業への変更は、企業法上の企業形態の変更には該当しません。

従いまして、VAT 申告を行わない輸出加工企業への変更後における VAT 還付申請は認められません。